



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月4日火曜日 第1943号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出(2件).....	134
産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等.....	135
指定居宅サービス事業の指定.....	135
指定居宅介護支援事業者の指定.....	135
指定介護予防サービス事業者の指定.....	136
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	136
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	136
指定介護予防サービスを行う事業者の所在地の変更.....	137
指定居宅サービス事業の廃止.....	137
指定居宅介護支援事業の廃止.....	137
指定介護予防サービス事業の廃止.....	138
市営土地改良事業の施行の同意.....	138
土地改良事業の工事の完了.....	138
解除予定保安林にする旨の通知.....	138
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	139
道路の供用開始(").....	139
道路の区域変更(県道丹原小松線).....	139
道路の供用開始(").....	139
道路の区域変更(県道大島環状線).....	139
道路の区域変更(県道粟井浅海線).....	140
道路の供用開始(").....	140
道路の供用開始(一般国道440号).....	140
道路の供用開始(県道美川川内線).....	140
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	141
道路の供用開始(").....	141
都市計画の変更に係る図書の見直し縦覧.....	141
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	141
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	141

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	141
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	142

雑 報

公示送達.....	142
-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第277号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山城東病院	松山市松末町二丁目19番36号	医療法人社団慈生会	平成23年2月11日まで

○愛媛県告示第278号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地1	医療法人財団仁清会	平成23年1月31日まで
総合病院松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	財団法人永頼会	
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	日本赤十字社愛媛県支部	
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛 媛 県	
南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	医療法人仁友会	
梶浦病院	松山市三番町四丁目8番地1	医療法人慈愛会	
愛媛生協病院	松山市来住町109番地1	愛媛医療生活協同組合	
医療法人祭愛会石川病院	四国中央市上分町732番地1	医療法人祭愛会	
財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	財団法人積善会	
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	住友金属鉱山株式会社別子事業所	
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	愛 媛 県	
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	
医療法人同心会西条中央病院	西条市朔日市804番地	医療法人同心会	
横山病院	西条市小松町新屋敷甲286番地	医療法人倅清会	
白石病院	今治市松本町一丁目5番地9	医療法人慈風会	
木原病院	今治市別宮町三丁目7番8号	医療法人聖ルカ会	
三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	医療法人天楽会	
医療法人真泉会第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	医療法人真泉会	
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛 媛 県	
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	
今治セントラル病院	今治市松本町二丁目6番地6	医療法人杏風会	

大洲中央病院	大洲市東大洲 5 番地	医療法人北斗会
喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632番地 3	社団法人喜多医師会
大洲記念病院	大洲市徳森1512番地 1	医療法人忍風会

○愛媛県告示第 279 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137 号。以下「法」という。）第15条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第 2 項において準用する法第15条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の 9 第 1 項の申請書及び法第15条の 2 の 5 第 2 項において準用する法第15条第 3 項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び八幡浜保健所並びに八幡浜市役所において告示の日から 1 月間公衆の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
有限会社松田組
八幡浜市1526番地 126

- 代表取締役 松田憲和
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
八幡浜市川之内 4 番耕地16番外 9 筆
 - 産業廃棄物処理施設の種類の種類
安定型産業廃棄物最終処分場
 - 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類
 - 申請年月日
平成19年12月27日
 - 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見
(2) 提出先
愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び八幡浜保健所

○愛媛県告示第 280 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106808	株式会社ユニケア	愛媛県松山市馬木町524番 1	通所介護	デイサービスアトラス粟井	愛媛県松山市小川甲82番地	平成20年 1月 1日
3870201617	株式会社サルビア	愛媛県今治市高市甲 8 番地 8	訪問介護	ヘルパーステーションサルビア	愛媛県今治市高市甲 8 番地 8	平成20年 1月 1日
3870301128	株式会社ケアセンターわかば	愛媛県宇和島市保田甲909番地	訪問介護	ケアセンターわかば	愛媛県宇和島市保田甲909番地	平成20年 1月 4日
3870201484	有限会社テクノメディカル	愛媛県今治市高市甲419番地 1	福祉用具貸与	テクノハート	愛媛県今治市新谷甲787番地 5	平成20年 1月15日
3873500833	合同会社華喜	愛媛県伊予郡砥部町七折18番地	通所介護	でいさーびすなつかしの里	愛媛県伊予郡砥部町七折18番地	平成20年 1月18日
3870600941	株式会社バリューシード	愛媛県西条市氷見丙444番地 1	福祉用具貸与	株式会社バリューシード	愛媛県西条市北条231番地 1	平成20年 1月21日
3870600941	株式会社バリューシード	愛媛県西条市氷見丙444番地 1	特定福祉用具販売	株式会社バリューシード	愛媛県西条市北条231番地 1	平成20年 1月21日

○愛媛県告示第 281 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3874000593	株式会社居宅介護支援事業所つくし	愛媛県南宇和郡愛南町広見1647番地1	居宅介護支援	株式会社居宅介護支援事業所つくし	愛媛県南宇和郡愛南町広見1647番地1	平成20年 1月 1日
3871000554	有限会社ユニット・ワン	愛媛県伊予市米湊855番地11	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ユニット・ワン	愛媛県伊予市灘町302番地1	平成20年 1月16日
3870106816	有限会社リハビリステーションみかん	愛媛県松山市西長戸町205番地1サニーハイツ西長戸105号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所みかん	愛媛県松山市西長戸町205番地1サニーハイツ西長戸105号	平成20年 1月17日

○愛媛県告示第 282 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106527	医療法人ミネルワ会	愛媛県松山市高岡町178番地4	介護予防通所介護	デイサービスセンターミネルワ	愛媛県松山市高岡町301番地13	平成20年 1月 1日
3870106808	株式会社ユニケア	愛媛県松山市馬木町524番1	介護予防通所介護	デイサービスアトラス粟井	愛媛県松山市小川甲82番地	平成20年 1月 1日
3870201617	株式会社サルビア	愛媛県今治市高市甲8番地8	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションサルビア	愛媛県今治市高市甲8番地8	平成20年 1月 1日
3870301128	株式会社ケアセンターわかば	愛媛県宇和島市保田甲909番地	介護予防訪問介護	ケアセンターわかば	愛媛県宇和島市保田甲909番地	平成20年 1月 4日
3870201484	有限会社テクノメディカル	愛媛県今治市高市甲419番地1	介護予防福祉用具貸与	テクノハート	愛媛県今治市新谷甲787番地5	平成20年 1月15日
3873500833	合同会社華喜	愛媛県伊予郡砥部町七折18番地	介護予防通所介護	でいさーびすなつかしの里	愛媛県伊予郡砥部町七折18番地	平成20年 1月18日
3870600941	株式会社バリュースード	愛媛県西条市水見丙444番地1	介護予防福祉用具貸与	株式会社バリュースード	愛媛県西条市北条231番地1	平成20年 1月21日
3870600941	株式会社バリュースード	愛媛県西条市水見丙444番地1	特定介護予防福祉用具販売	株式会社バリュースード	愛媛県西条市北条231番地1	平成20年 1月21日

○愛媛県告示第 283 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届 出 年 月 日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870106451	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	福祉用具貸与	株式会社翼松山営業所	愛媛県松山市鷹子町588番地2クレールタカノコ1F	愛媛県松山市南久米町乙24-66U K E N A南久米101	平成20年 1月 1日

○愛媛県告示第 284 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届 出 年 月 日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870400656	セントケア愛媛株式会社	愛媛県松山市古川南二丁目7番27号	居宅介護支援	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市産業通4番16号	愛媛県八幡浜市江戸岡1-8-5マルマビル1階	平成19年 11月14日

○愛媛県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870106451	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	介護予防福祉用具貸与	株式会社翼松山営業所	愛媛県松山市鷹子町588番地2クレールタカノコ1F	愛媛県松山市南久米町乙24-66UKENA南久米101	平成20年1月1日

○愛媛県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年月日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3863390427	医療法人順風会	愛媛県松山市天山町2-3-30	訪問看護	訪問看護ステーション長安	愛媛県東温市志津川29-1	平成19年10月1日
3810111678	医療法人椿クリニック	愛媛県松山市市坪南1-5-26	訪問介護	椿クリニック	愛媛県松山市市坪南1-5-26	平成19年12月31日
3813610106	医療法人良清会	愛媛県大洲市長浜甲297	通所リハビリテーション	辻内科医院	愛媛県大洲市長浜甲297	平成19年12月31日
3860290240	医療法人隆典会	愛媛県今治市別名274	訪問看護	訪問看護ステーションシルビウス	愛媛県今治市別名261	平成19年12月31日
3863290841	医療法人厚仁会	愛媛県今治市波方町樋口甲1683番地1	訪問看護	訪問看護ステーションなみかた	愛媛県今治市波方町樋口甲1686番地1	平成19年12月31日
3870101189	株式会社ユニー	愛媛県松山市余戸東5-1-11	福祉用具貸与	株式会社ユニー	愛媛県松山市余戸東5-1-11	平成19年12月31日
3870500307	社会福祉法人三恵会	愛媛県新居浜市西の土居町2-8-12	訪問入浴介護	訪問入浴介護事業所ハートランド三恵	愛媛県新居浜市萩生17	平成19年12月31日
3871000299	あいオート有限公司	愛媛県伊予市下吾川577番地2	福祉用具貸与	あいオート有限公司あい福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予市下吾川577番地2	平成19年12月31日
3871000299	あいオート有限公司	愛媛県伊予市下吾川577番地2	特定福祉用具販売	あいオート有限公司あい福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予市下吾川577番地2	平成19年12月31日
3871100412	医療法人瀬戸医心会	愛媛県松山市小川甲82番地	通所介護	デイサービスクレセント粟井	愛媛県松山市小川甲82番地三好整形外科医院3階	平成19年12月31日
3870300781	株式会社アコンプリシー	愛媛県松山市久万ノ台176番地3	訪問入浴介護	訪問入浴サービス笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲983番地5	平成20年1月11日
3870103565	株式会社リビングフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	福祉用具貸与	株式会社リビングフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	平成20年1月15日
3870103565	株式会社リビングフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	特定福祉用具販売	株式会社リビングフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	平成20年1月15日
3870101932	芙蓉メンテナンス株式会社	愛媛県松山市和泉北4丁目2番7号	福祉用具貸与	芙蓉メンテナンス株式会社	愛媛県松山市和泉北4丁目2番7号	平成20年1月16日
3871100099	社会福祉法人北条福祉協会	愛媛県松山市立岩中村345	訪問介護	指定訪問介護事業所高縄荘	愛媛県松山市立岩中村345	平成20年1月16日
3870600883	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙444番地1	福祉用具貸与	ジェイコム福祉用具サービス	愛媛県西条市北条231番地1	平成20年1月21日
3870600883	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙444番地1	特定福祉用具販売	ジェイコム福祉用具サービス	愛媛県西条市北条231番地1	平成20年1月21日

○愛媛県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止し

た旨の届出があった。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3863390427	医療法人順風会	愛媛県松山市天山町2-3-30	居宅介護支援	訪問看護ステーション長安	愛媛県東温市志津川29-1	平成20年1月1日
3874000098	財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原1280	居宅介護支援	財団法人正光会御荘病院指定居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846	平成20年1月1日

○愛媛県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年月日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810111678	医療法人椿クリニック	愛媛県松山市市坪南1-5-26	介護予防訪問介護	椿クリニック	愛媛県松山市市坪南1-5-26	平成19年12月31日
3860290240	医療法人隆典会	愛媛県今治市別名274	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションシルピウス	愛媛県今治市別名261	平成19年12月31日
3871000299	あいオート有限公司	愛媛県伊予市下吾川577番地2	介護予防福祉用具貸与	あいオート有限公司あい福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予市下吾川577番地2	平成19年12月31日
3871000299	あいオート有限公司	愛媛県伊予市下吾川577番地2	特定介護予防福祉用具販売	あいオート有限公司あい福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予市下吾川577番地2	平成19年12月31日
3871100412	医療法人瀬戸医心会	愛媛県松山市小川甲82番地	介護予防通所介護	デイサービスクレセント栗井	愛媛県松山市小川甲82番地三好整形外科医院3階	平成19年12月31日
3870103565	株式会社リビングリフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	介護予防福祉用具貸与	株式会社リビングリフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	平成20年1月15日
3870103565	株式会社リビングリフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	特定介護予防福祉用具販売	株式会社リビングリフレッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁目11番31号	平成20年1月15日
3870600883	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙444番地1	介護予防福祉用具貸与	ジェイコム福祉用具サービス	愛媛県西条市北条231番地1	平成20年1月21日
3870600883	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙444番地1	特定介護予防福祉用具販売	ジェイコム福祉用具サービス	愛媛県西条市北条231番地1	平成20年1月21日

○愛媛県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三秋新池地区）の施行に平成20年2月22日同意した。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第290号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
防災ダム事業	小松大谷地区	平成20年1月4日

○愛媛県告示第291号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原笠方町2801の4、2802の2、2803の2、2803の3（以上4筆国有林）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 292 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番135	旧	メートル 12.5 ~ 43.0	キロメートル 0.123	
			新	38.0 ~ 134.0	0.123	

○愛媛県告示第 293 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番135	平成20年 3月 4日

○愛媛県告示第 294 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	丹原小松線	西条市丹原町志川甲1161番 1 地先から 同町明穂乙40番 5 地先まで	旧	メートル 6.0 ~ 20.0	キロメートル 0.210	
			新	12.5 ~ 22.0	0.190	

○愛媛県告示第 295 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	丹原小松線	西条市丹原町志川甲1161番 1 地先から 同町明穂乙40番 5 地先まで	平成20年 3月 4日

○愛媛県告示第 296 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町早川1119番2から 同町早川505番2まで	旧	メートル 2.6~12.2	キロメートル 0.274	
			新	2.6~12.2 2.8~37.0	0.274 0.180	

○愛媛県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市浅海本谷乙314番2から 同市浅海本谷乙302番4まで	旧	メートル 7.8~13.0	キロメートル 0.164	
			新	10.0~74.0	0.164	

○愛媛県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市浅海本谷乙314番2から 同市浅海本谷乙302番4まで	平成20年 3月 4日

○愛媛県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷古味5550番3から 同字5626番まで	平成20年 3月 4日

○愛媛県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2157番4から 同町直瀬乙2159番3まで	平成20年 3月 4日

○愛媛県告示第 301 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字宮野乙1277番 3 から 同字乙1338番 3 まで	旧	メートル 4.9～12.4	キロメートル 0.231	
			新	6.3～28.3	0.231	

○愛媛県告示第 302 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字宮野乙1277番 3 から 同字乙1338番 3 まで	平成20年 3月 4日

○愛媛県告示第 303 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、八幡浜都市計画用途地域、都市計画臨港地区、都市計画公園、都市計画緑地、都市計画下水道、都市計画汚物処理場及び都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

き、東予広域都市計画公園事業 6・5・2 東予運動公園（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
昭和55年12月 9 日から
平成21年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収容の部分
西条市河原津新田 地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第 304 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づ

○愛媛県告示第 305 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第 5 条第 6 項の規定により告示する。

平成20年 3月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
久第 1号	上浮穴郡久万高原町久万1416番地	松山市農業協同組合久万支所	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万1416番地 松山市農業協同組合久万支所 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万1416番地 松山市農業協同組合久万支所	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万1416番地 松山市農業協同組合久万高原支所 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万1416番地 松山市農業協同組合久万高原支所	平成20年 4月14日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同

条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年2月22日	特定非営利活動法人 共育コーディネートグループS H A K E	敷 村 一 元	松山市水泥町995番地3	この法人は、子供やその保護者、または子どもの健全育成に関わる者に対して、子どもの個性、社会性、協調性、創造性等により構成される「社会力」を育てるための遊び等を通じた活動に関する事業を行い、人と人との輪を大切にしていこうと、子どもにやさしい、ふれあいと活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成20年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成20年7月6日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成20年9月14日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成20年7月27日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成20年10月12日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成20年4月1日（火）午前10時から4月7日（金）午後4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成20年4月14日（月）から4月18日（金）までの午前10時から午後4時までの間に、イ（イ）に掲げる提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるものに限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(7) 請求先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内）

(4) 提出先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内）

4 建築設計製図の課題

平成20年6月11日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（広島県広島市中区大手町二丁目11番15号）及び社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5）に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成20年8月26日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成20年9月9日（火）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

平成20年12月4日（水）（予定）付けの愛媛県報で公告する。

雑 報

○公示送達

存否不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平井 熊幸

存否不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 757 番地）
東 幸男

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 757 番地）
東 清

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平井 ヨシ子

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平井 ヒサ子

存否不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）

平井 俊雄

相続人不明（ただし、平井喜見三郎法定相続人）

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成20年 3月24日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成20年 3月 4日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成20年 1月30日付け裁決書